2018 年 11 月 1 日

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正に関する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA| ザ・ソフトウェア・アライアンス[1]（以下「BSA」といいます。）は、個人情報保護委員会（以下「貴委員会」といいます。）より公表された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「本ガイドライン」といいます。）の一部改正案（以下「本改正案」といいます。）に関し、以下の通り意見を提出します（以下「本意見」といいます）。

BSA は、貴委員会が、個人情報保護法の改正後も民間との意義ある対話を継続し、個人情報を適切に保護しながらも個人情報の適正な利活用を可能とするバランスの取れた制度の実施に取り組んでおられることに感謝します。また、本ガイドラインをタイムリーに更新する貴委員会の努力に敬意を表します。

BSA は、BSA のメンバーを含む様々な革新的なサービスの提供者とそのユーザーの双方にとって、本ガイドラインがより分かり易いものであることを希望しています。その観点から、BSA は本改正案の具体的な内容について、以下の通り意見及び要望を述べます。

[1]BSA | The Software Alliance（BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス）は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSAの加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントンDCに本部を構え、世界60カ国以上で活動するBSAは、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSAの活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, CA Technologies, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, SAS Institute, Siemens PLM Software, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, and Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト（http://bsa.or.jp）をご覧ください。

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku,
Tokyo 150-0043
P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org
Japan Representative Office

３－５－２ 保有個人データの開示（法28条関係）

本改正案は、保有個人データを本人に開示することにより個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合について、明確化を試みるものであると考えます。そのためには、「単なる支障」という基準ではなく、「一時的又は限定的な支障」を意味するものと詳述することを提案します。また、単に開示すべき個人データの量が多いというのみでは「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当しないことを明確にしつつも、他方で業務上の重大な支障とはならないようにするために、保有個人データの開示は「商業的に合理的」な努力で行えるものであるべきことに留意することが重要です。よって、契約実務において一般的に使われている「商業的に合理的な努力をもって」開示可能かどうか、との判断基準とすべきと考えます。従って、以下のとおり記載を修正することを要望します。

原案：なお、「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、 個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき個人データの量が多いという理由のみでは、 一般には、これに該当しない。

修正案：なお、「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施への支障が、一時的又は限定的なものにとどまらず、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、商業的に合理的な努力により開示が可能な限りにおいて、単に開示すべき個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。

結び

BSAは、本改正案に対する意見提出の機会及びこれまでの貴委員会のご尽力に感謝致します。本意見が、本ガイドライン案を完成させる上で有益であることを願うとともに、引き続き個人情報保護に関する法令及びガイドライン等に関して、貴委員会を始めとする関係各省庁と協力していけることを願っております。本意見について、ご質問等ございましたらいつでもご連絡下さい。

以　上

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku,
Tokyo 150-0043
P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org
Japan Representative Office